

教私第1938号  
令和元年7月16日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園・認定こども園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

平成31年3月28日付け30文科高第1200号「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）の一部を改正する件（平成31年文部科学省告示第56号）について」の一部修正について（通知）

標記について、文部科学省高等教育局長から通知がありましたので、お知らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課  
検査・指導グループ 井上  
TEL 06-6941-0351（内線 4882）